

令和 7 年 12 月 議会

## 生活環境委員会 報告資料

### I. 専決処分報告

- 報告第62号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する  
専決処分について 1 頁
- 報告第63号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する  
専決処分について 5 頁
- 報告第64号 市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する  
専決処分について 9 頁

### II. その他報告

- 附置義務条例の改正について 13 頁
- 雨水貯留浸透施設を設置する民間事業者への補助制度について 17 頁

令和 7 年 12 月

道路下水道局

報告第62号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年11月4日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損　害　賠　償　の　相　手　方	損　害　賠　償　額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	24,279円

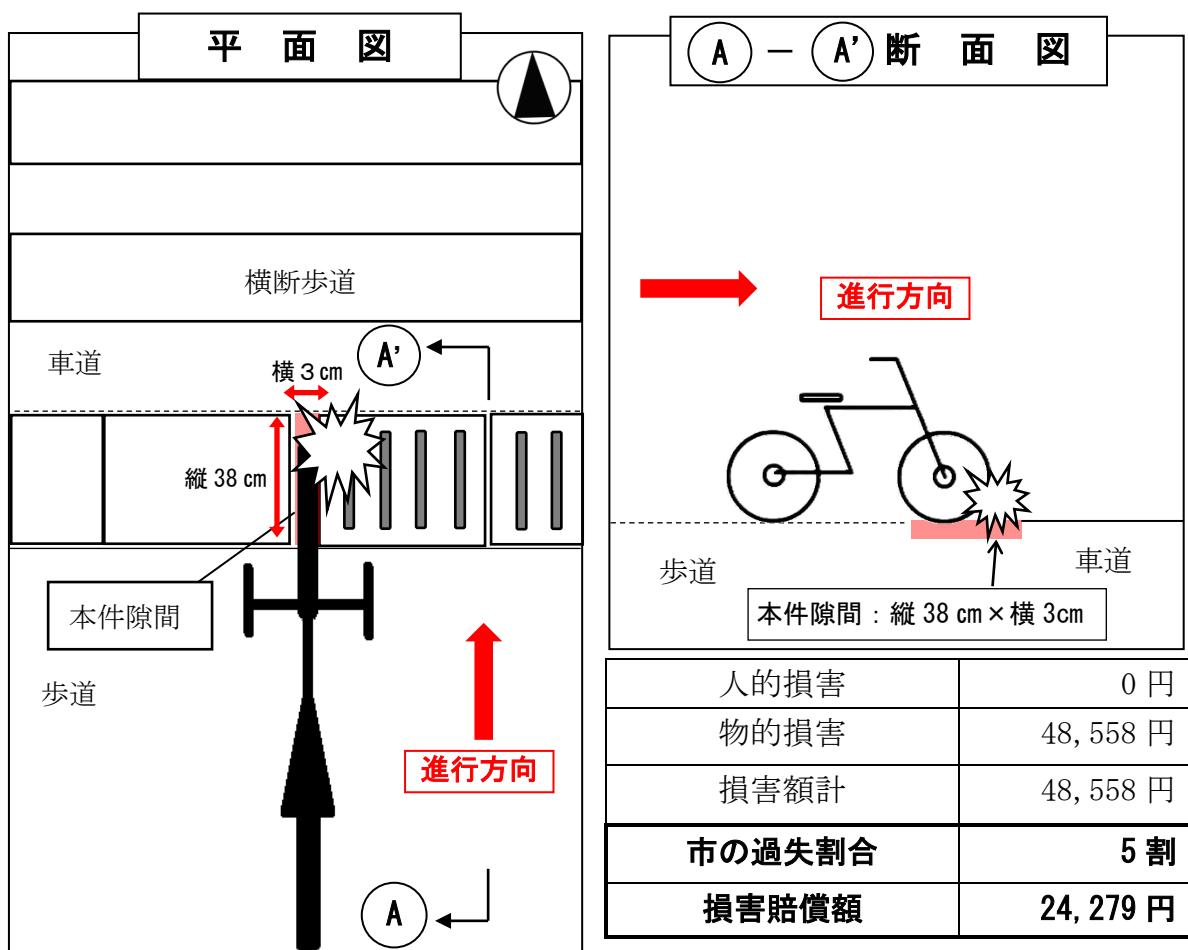
2 事件の概要

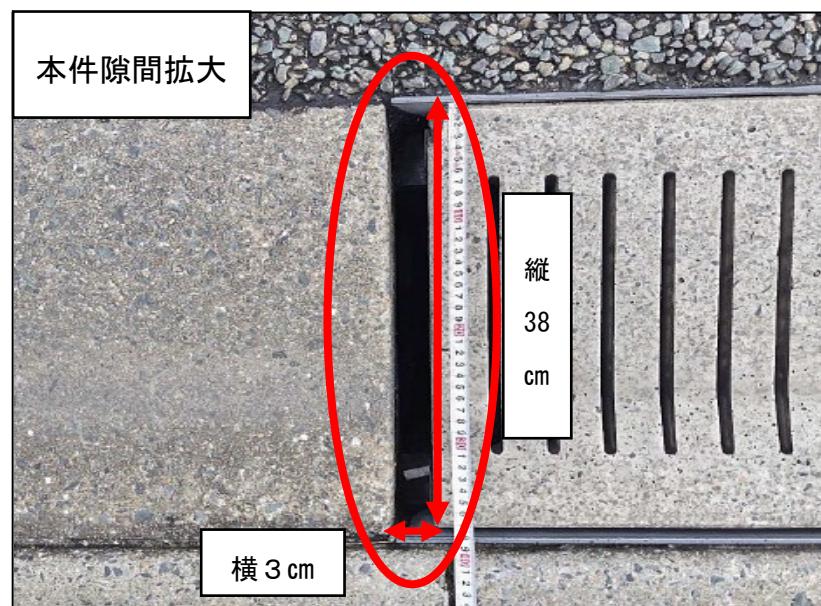
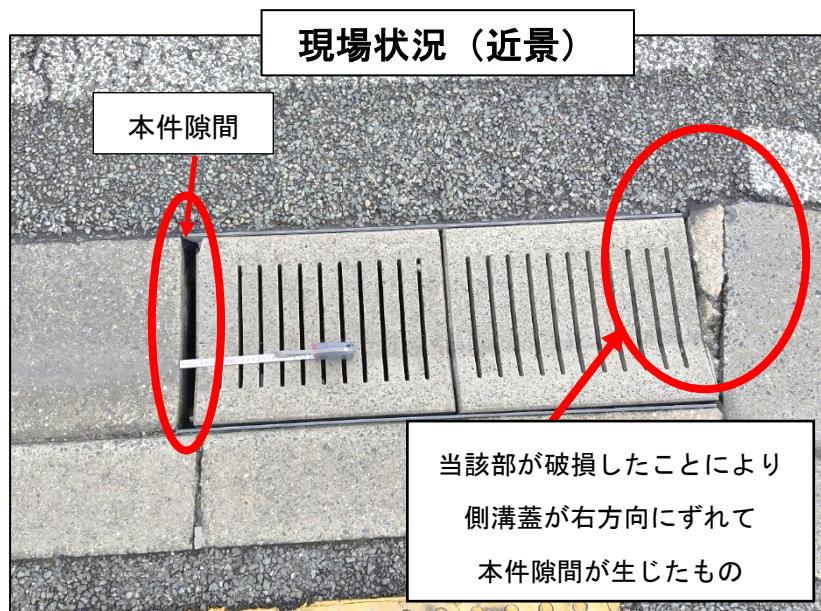
令和6年7月16日午前6時50分頃、相手方〇〇〇〇所有の自転車が、市内南区西長住一丁目1番52号付近の市道上において、横断歩道により当該市道を横断しようとした際、当該市道に設置されていた側溝にすき間が生じていたため、当該箇所に車輪が落ち込んで転倒し、同人所有の携帯電話等が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

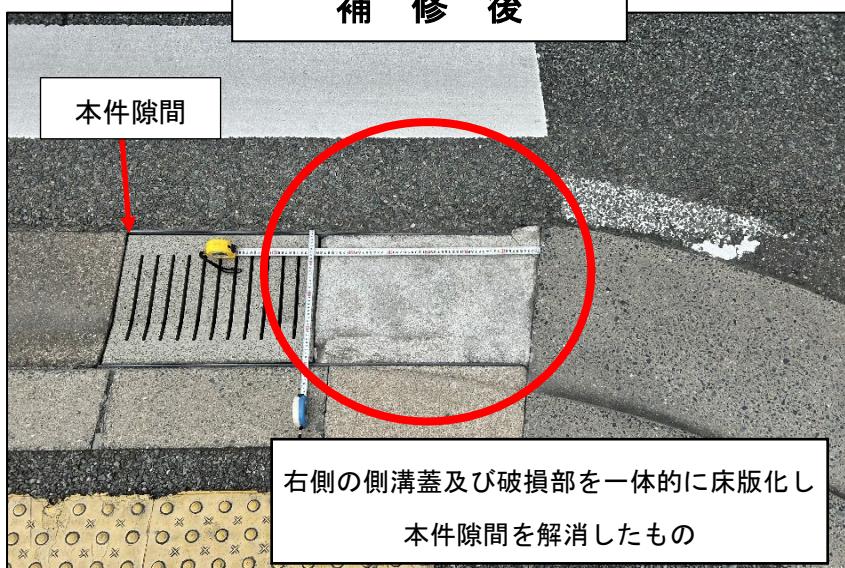
令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎





## 補修後



## 破損状況（自転車）



## 破損状況（スマートフォン）



報告第63号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年11月26日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損　害　賠　償　の　相　手　方	損　害　賠　償　額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	20,883円

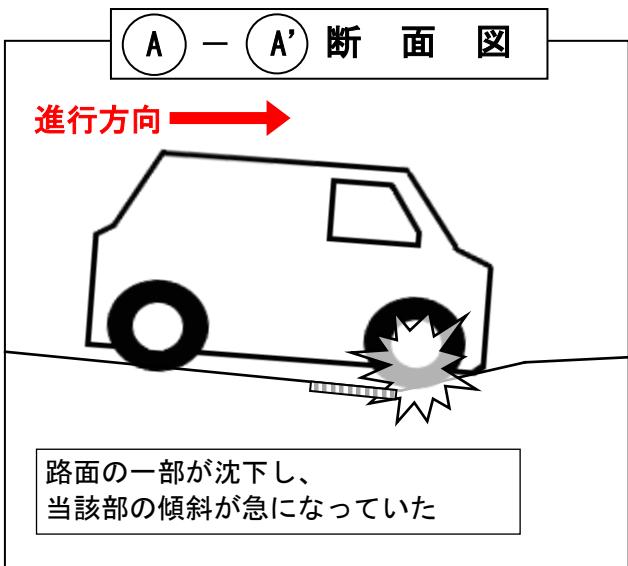
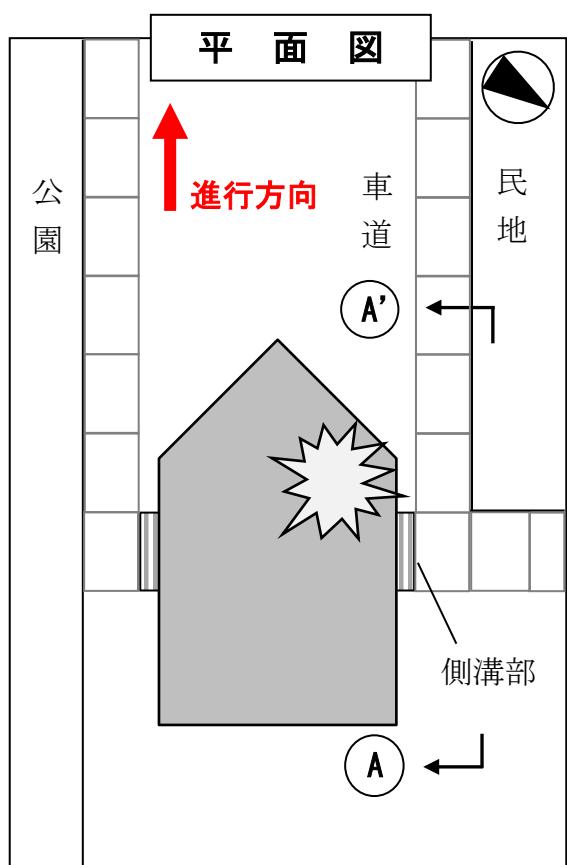
2 事件の概要

令和6年9月28日午後7時頃、相手方〇〇〇〇〇所有の小型乗用自動車が、市内南区清水一丁目14番20号付近の市道を走行中、当該市道に横断して設けられた側溝が沈下して路面に急な勾配が生じていたため、当該車両の底部が路面に接触し、当該車両が破損して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月11日

福岡市長 高 島 宗一郎



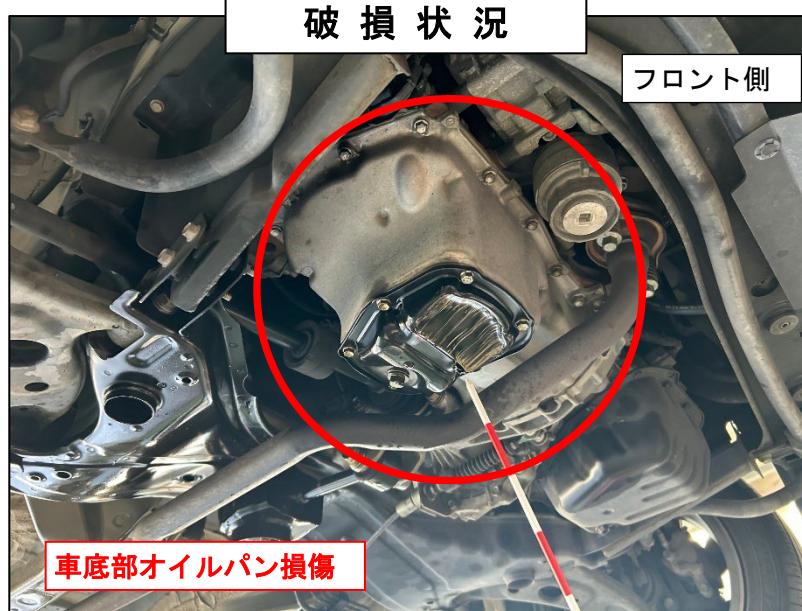
人的損害	0 円
物的損害	26,104 円
損害額計	26,104 円
市の過失割合	8割
損害賠償額	20,883 円



車両全景



破損状況



報告第64号

市道の管理のかしに基づく損害賠償額の決定に関する専決処分について

市長の専決処分事項に関する条例の規定により、市道の管理のかしに基づく損害賠償の額を決定することについて、令和7年11月26日次のように専決処分した。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損　害　賠　償　の　相　手　方	損　害　賠　償　額
(※)福岡市情報公開条例に定める非公開情報と認められるおそれのある情報については、掲載しておりません。	38,261円

2 事件の概要

令和7年3月28日午前9時10分頃、相手方〇〇〇〇〇が、市内博多区上川端町9番151号付近の市道を小型乗用自動車で走行中、当該市道の路面のタイル舗装が剥離して浮き上がっていたため、当該タイルに当該車両が乗り上げ、その衝撃で同人が負傷して損害が生じたものである。

上記について地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和7年12月11日

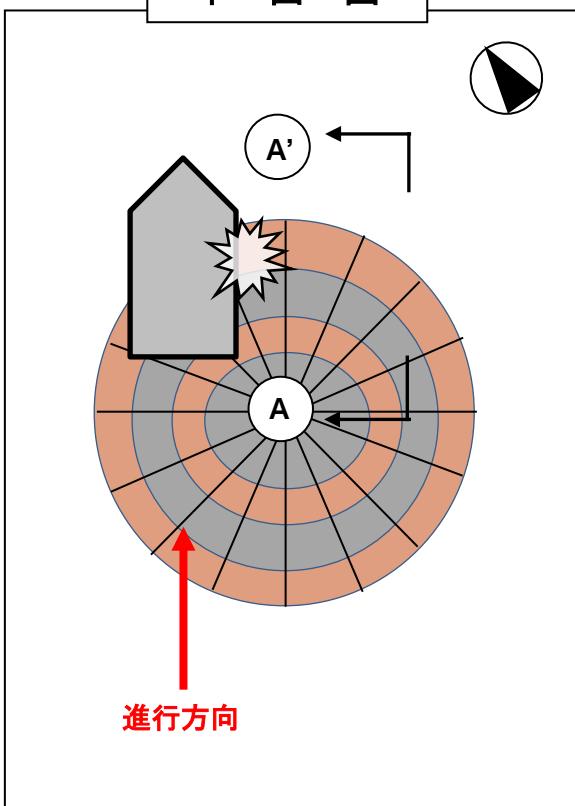
福岡市長 高 島 宗一郎

議案第 255 号と報告第 64 号は同一案件

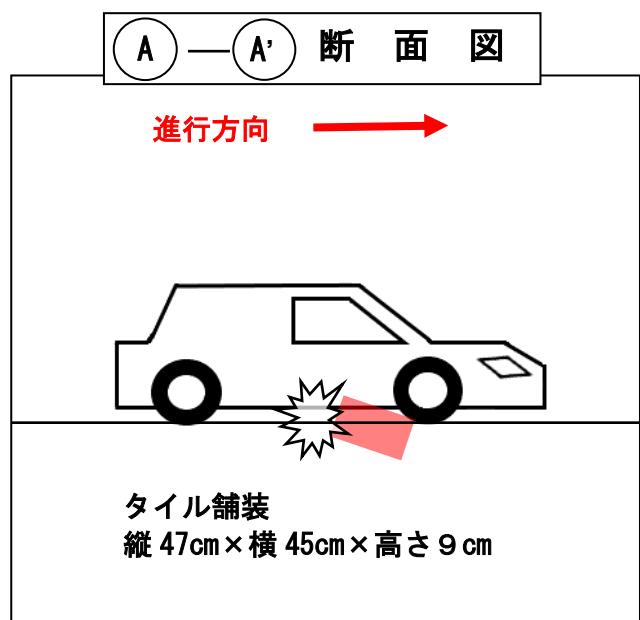
位 置 図



平 面 図



A — A' 断面図



	議案第 255 号	報告第 64 号
人的損害	0 円	38,261 円
物的損害	354,904 円	0 円
損害額計	354,904 円	38,261 円
市の過失割合	10 割	10 割
損害賠償額	354,904 円	38,261 円

現場状況(遠景)※再現



現場状況(近景)※再現



補修後



車両全景



破損状況



# 附置義務条例の改正について

## 1. 附置義務条例について

本市では、路上駐車の防止と道路交通の円滑化を図るため、駐車場法第20条に基づき昭和47年に「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（以下、附置義務条例）」を制定し、主に商業地域を中心に駐車需要が見込まれる一定規模以上の建築物に対して、駐車場の設置を義務付けている。

## 2. 駐車場法施行令等の改正について

近年、超高層共同住宅の増加や宅配需要の増加等の社会経済状況の変化により、国が駐車場法施行令（以下、施行令）の一部を令和7年3月7日に改正し駐車需要を生じさせる程度の大きい用途（以下、特定用途）として共同住宅を追加するとともに、共同住宅における荷さばき駐車場の算定方法や標準駐車場条例の改正等が示され、地域の実情に応じて、合理的な運用が図られるよう周知された。

## 3. 施行令改正を踏まえた市の検討状況

共同住宅における荷さばき駐車の実態調査や管理人及び管理組合等へのアンケートを実施したところ、福岡市においては共同住宅に荷さばき駐車場はほとんど設置されておらず、路上での荷さばきによる交通への影響も見られなかったため、共同住宅への荷さばき駐車場の設置は努力義務とする方向で検討している。

## 4. 附置義務条例の主な改正内容について

改正施行令が令和8年4月1日に施行されるため、以下のとおり附置義務条例の改正案を検討している。

### （1）附置義務台数の算定式（全体台数）

国の標準駐車場条例と同様とする（改正施行令により共同住宅が特定用途となるが算定式は非特定用途と同じとする）。

現行

対象地区	商業地域・近隣商業地域 ・駐車場整備地区	
対象用途	特定用途	非特定用途
	施行令第18条 (百貨店その他の 店舗、事務所等)	特定用途以外のもの (共同住宅、保 育園等)
対象規模	特定用途の延べ面 積(a)が1,500 m <sup>2</sup> を 超えるもの	非特定用途の延べ 床面積(b)が2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
必要台数	(a) -1,500 m <sup>2</sup> 300 m <sup>2</sup>	(b) -2,000 m <sup>2</sup> 450 m <sup>2</sup>

改正案

（下線部分が改正箇所）

対象地区	商業地域・近隣商業地域 ・駐車場整備地区	
対象用途	特定用途	非特定用途
	施行令第18条 <u>(共同住宅除く)</u>	特定用途以外のもの ( <u>共同住宅</u> 、保 育園等)
対象規模	特定用途( <u>共同住 宅除く</u> )の延べ面 積(a)が1,500 m <sup>2</sup> を超えるもの	<u>共同住宅及び</u> 非特定用途の 延べ床面積(b)が2,000 m <sup>2</sup> を超えるもの
必要台数	(a) -1,500 m <sup>2</sup> 300 m <sup>2</sup>	(b) -2,000 m <sup>2</sup> 450 m <sup>2</sup>

## (2) 荷さばきのための駐車施設 ((1) 全体台数の内数)

3. 市の検討状況から、共同住宅における荷さばき駐車場の設置は努力義務とする。

現行

対象地区	商業地域
対象用途	特定用途
	施行令第18条 (百貨店その他の店舗、事務所等)
対象規模	特定用途の 延べ面積(a)が2,000m <sup>2</sup> を超えるもの
必要台数	$\frac{(a)}{6,000\text{ m}^2}$

改正案

(下線部分が改正箇所)

対象地区	商業地域
対象用途	特定用途
	施行令第18条 ( <u>共同住宅除く</u> ) (百貨店その他の店舗、事務所等)
対象規模	特定用途 ( <u>共同住宅除く</u> ) の 延べ面積(a)が2,000m <sup>2</sup> を超えるもの
必要台数	$\frac{(a)}{6,000\text{ m}^2}$

※共同住宅への荷さばき駐車場の設置に努める  
こととする。

## (3) 既存附置義務駐車施設の振替・緩和

乗用車用の駐車施設が余剰となっている一方、荷さばき用や自動二輪車用の駐車施設が不足している場合など、乗用車用駐車場から荷さばき駐車場等への振替を新たに認めることとする。

また、共同住宅の駐車場においては、利用実績により余剰が生じていると認められ、所有者の同意がある場合について、余剰台数分の附置義務台数の緩和(減少)を新たに認めることとする。

## (4) 車椅子利用者のための駐車施設

バリアフリー法施行令及び福祉のまちづくり条例施行規則と同様とする。

現行

対象用途	附置義務条例施行規則第3条 (病院、百貨店その他の店舗、映画館、集会所、遊技場 等)
必要台数	附置義務総台数の1/100 ※小数点以下切上げ

改正案

(下線部分が改正箇所)

対象用途	附置義務条例施行規則第3条 (病院、百貨店その他の店舗、映画館、集会所、遊技場 等)
必要台数	<u>全駐車場台数200台以下の場合</u> <u>附置義務総台数の2/100</u> <u>全駐車場台数200台を超える場合</u> <u>附置義務総台数の1/100+2台以上</u> ※小数点以下切上げ

## 5. スケジュール

時期	事項
令和8年 3月	3月議会議案提出
4月1日	改正条例施行

(参考資料)

1. 附置義務条例施行規則等の主な改正内容について

国が示した標準駐車場条例の改正などを踏まえ以下のとおり施行規則等の改正案を検討している。

(1) 公共交通利用促進措置による緩和

更なる公共交通への利用転換を図るため、低減率の上限を引き上げるとともに、公共交通利用促進措置の追加及び実績が少ない措置の低減率を緩和する。

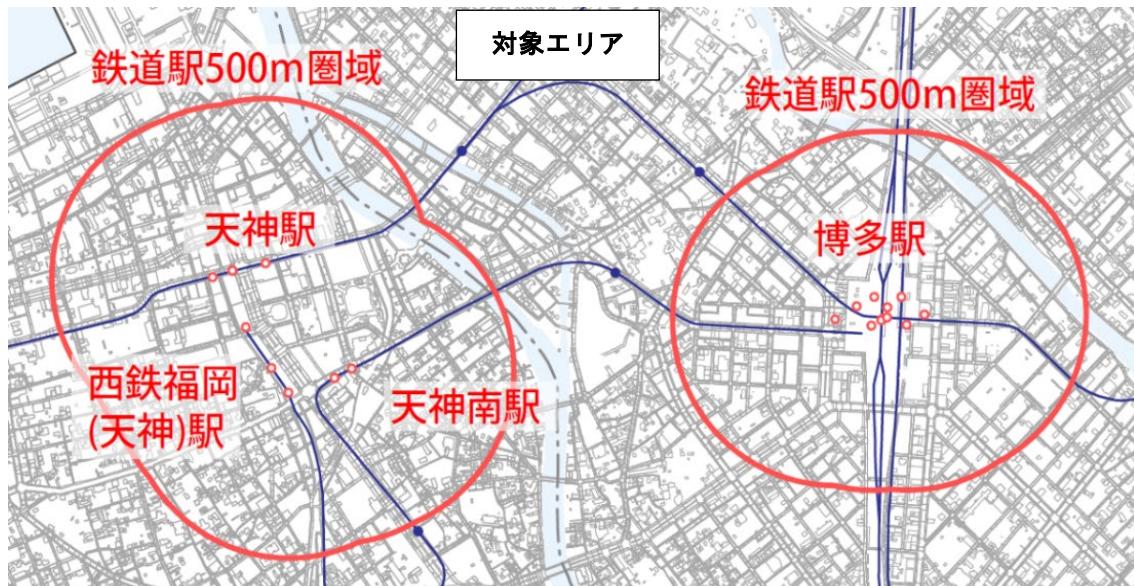
(下線部分が改正箇所)

公共交通利用促進措置	実績	低減率	
		現行	改正案
a. 従業員のマイカー通勤の規制	16 件	5%	5%
b. 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	16 件	5%	5%
c. 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	0 件	10%	<u>20%</u>
d. 公共交通利用者への運賃の補助	0 件	10%	<u>20%</u>
e. 公共交通利用者への商品配送サービス	0 件	10%	<u>20%</u>
f. 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	1 件	10%	<u>20%</u>
g. 鉄道駅への地下通路等の接続	12 件	20%	20%
h. 来街者手荷物預かりサービス	-	-	<u>5%</u>
i. 駐車場割引サービスの廃止等	-	-	<u>20%</u>
（複数対策の合計）低減率上限	-	40%	<u>60%</u>

○その他の公共交通利用促進措置等で、効果が期待されると認められる場合は、上限の範囲内で低減率を加算する。

(例) •マイカー通勤規制とあわせたオフピークへの取組み +5%

- 地下街などへの複数通路へ接続 +10%
- 複数の鉄道駅と接続 +10%



## (2) 集約駐車場への隔地

地域等の取組みによる集約駐車場への隔地についての要件を新たに追加する。

改正案

(下線部分が改正箇所)

- (1)当該敷地が自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合
- (2)当該敷地が歩行者専用道路など自動車の通行を制限する交通規制がある道路のみに面している場合
- (3)既存建築物の増改築等において、附置義務台数増加分を設置するスペースが無い場合
- (4)自己所有の土地・建物に駐車施設を設置する場合
- (5)当該敷地の間口が狭く、基準を満たす車路を設けられない場合
- (6)当該敷地の面積が 500 平方メートル以下である場合
- (7)当該建築物の設計上、過度の負担を強いることになる場合
- (8)当該敷地内に駐車施設を確保することで、周辺交通への負荷が大きくなる場合
- (9)当該敷地前面に、電線共同溝の地上機器など、移設困難な工作物等があり、駐車施設の出入を設けることができない場合
- (10)地域でまちなみの連続性確保等に取り組んでおり、集約駐車場の活用が有効と認められる場合
- (11)その他市長が特にやむを得ないと認める場合

# 雨水貯留浸透施設を設置する民間事業者への補助制度について

## 1 報告の趣旨

近年、全国各地で水災害が激甚化・頻発化していることを背景に、流域全体のあらゆる関係者が取り組む流域治水が進められている。

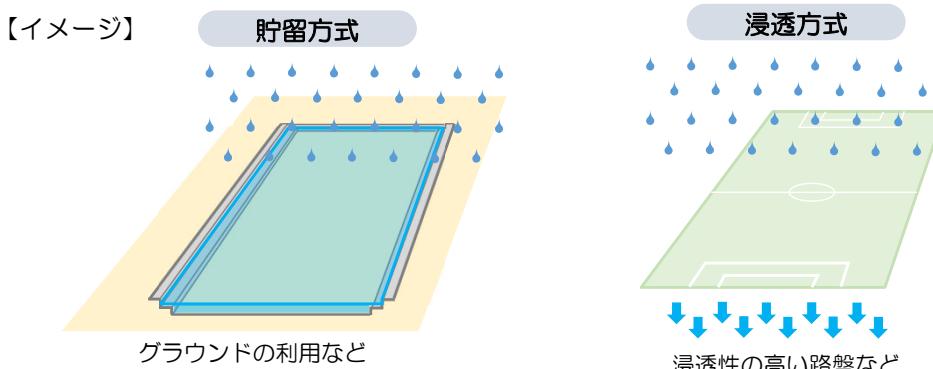
本市においても、流域治水の取組みを推進するために、民間事業者が実施する雨水貯留浸透施設の設置に対して、設置費用の一部を補助する制度の創設について検討を進めており、その内容を報告するもの。

## 2 検討の背景

現状	民間事業者への補助制度については、 【本市】戸建て住宅における雨水貯留タンクなど、小規模な施設を対象とする補助制度を運用 【国・県】大規模な施設を対象とする補助制度※の運用を開始 ※補助要件：市の補助を受けた民間事業者を対象
課題	本市には大規模な雨水貯留浸透施設の設置を対象とする補助制度が無い
対応策	流域治水の取組みを更に推進するため、一定規模以上の雨水貯留浸透施設の設置対象とする補助制度を創設

## 3 補助制度概要（案）

（1）対象施設：貯留若しくは浸透またはその両方の機能をもつ施設

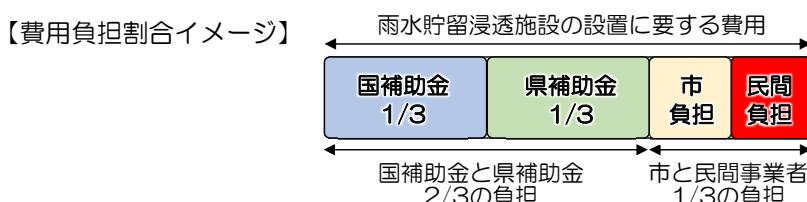


（2）補助対象者：民間事業者

（3）補助対象地域：市内かつ二級河川の流域内を検討

（4）補助対象経費：雨水貯留浸透施設の設置に要する費用※の一部

※ただし、治水対策に資するものに限る



## 4 スケジュール（案）

令和7年度 補助制度の検討

令和8年度 補助制度の運用開始